様式第２号（第３条関係）

審 議 会 会 議 録

会議名称	令和７年度　第１回伊達市国民健康保険運営協議会		
議　　題	○議　事 報告第１号　　令和７年度伊達市国民健康保険の事業計画について 情報提供①　　令和７年８月１日以降の証更新について 情報提供②　　高額療養費限度額の引き上げについて		
開催日時	令和７年６月23日（月）　午後６時30分～午後７時10分		
場　　所	伊達市保健センター１階　集団検診室		
出 席 者	伊達市国民健康保険運営協議会委員８名（欠席者１名）		
	所管部課名	健康福祉部保険医療課	
公開・非公開の別	■　公　開	傍聴者の人数	なし
	□　非公開	非公開の理由	

１　開会

２　委嘱状交付

３　市長あいさつ

４　会長・副会長選出

事務局より、伊達市国民健康保険運営協議会規則第４条第２項の規定により、会議成立の旨を報告。

会長が決まるまで市長が仮議長として進行。

会長は規則により「公益を代表する委員」の中から選出することになっており、３名の中から会長・副会長を選出するもの。選出方法を議論したところ、委員より個別推薦の声があがった結果、会長に廣中委員を、副会長に小貫委員を選出。全体賛成にて決定した。

会長よりあいさつをいただいた後、会議録作成時の署名人を会長及び田中委員に決定。

５　議事

報告第１号　令和７年度伊達市国民健康保険の事業計画について

事務局　別添レジュメにより説明

委員　療養諸費とは何か、また、マイナンバーカードの有無に係る状況等について説明願いたい。

事務局　療養諸費についてはいわゆる総医療費のことであり、こちらの表では一人当たりの費用を計上している。

伊達市の被保険者数は４月末現在で6,360名ほどおり、登録者数4,239名、登録率としては66.7%であるが、医療機関での利用率は39.9%に落ち込む形である。次の情報提供事項で詳しくお伝えするが、マイナ保険証の連携の有無に基づき、登録がある方には資格情報のお知らせを、登録がない方には資格確認書を交付する。

委員　　短期人間ドックや脳ドックを受診されている方の状況は。
事務局　脳ドックに関しては、昨年度実績でいうと定員 180 名のところ実績 101 名であり、ここ数年の実績としても定員が埋まっていない状況である。短期・脳どちらも自己負担が発生し、特に脳ドックは１万円弱かかるが、その分を負担しても受診したい方にはニーズがあると考えている。受けやすい環境を整備していくとともに、無料で特定健診を受けたい方には、はがき勧奨やみなし健診を通じて受診率向上を目指す。
委員　　認知症の治療薬が２種類発売されたが、どちらも年間 400 万円かかる。これが保険財政のどれほどの影響となるかはご承知のとおりである。軽度認知障害と診断されてから５年ほどで認知症になってしまうため、脳ドックを受けていかに早い段階で軽度認知障害を見つけるか、治療につなげるられるかが大切である。

委員　　例えば元気な方にはポイント等を還元するとか、保険税を安くするなど検討したことはあるか。健診を受けて健康なら 30%オフなどあれば健康にも気を遣うのでは。
事務局　健康なら保険税を軽減するなどの取組はしていないが、健診を受けた方にはだてまちポイントを付与する取組を行っている。がん検診を受けた場合もポイントを付与している。
委員　　だてまちカードはすごくいいが、どうしても使い道が限られる。だてまちポイント以外にも何かあるといいなと思う。

委員　　北海道の薬局全体で健診を勧めましょうという取組を昨年度から行っているが、伊達市ではみなし健診は昨年度まで行っていなかったと認識している。薬局での対応にも関連するため、いつから実施するか等確認したい。
事務局　今年度から初めて実施する。みなし健診の方法としては伊達市独自のやり方を検討しており、医療機関の負担がなるべく少ない方法で導入したい。方法としてはレセプトを分析し、通院している病院での検査項目において特定健診の内容がそろっている方に対して文書でデータ提供依頼の勧奨を行う。それを次の受診の際に持参していただくことによって病院での検査値を特定健診のデータに変更してもらう形で考えている。
委員　　みなし健診を始めることについて医療機関への周知はしてもらえるか。
事務局　昨年度末に市内の特定健診を行っている医療機関には説明にまわらせていただき、協力に対し了承を得ている。事業実施前に改めて説明を行う予定である。
委員　　薬局にもお願いしたい。
事務局　承知した。

委員　　保健事業に関して広報誌に掲載する時に色を変えてもらうことはできないか。広報だては同じ色で統一されていて見づらい部分がある。少し色を変えれば、目立って健診などが目につきやすくなるのでは。
事務局　広報担当課に意見があった旨伝える。

委員　　保健事業に対しどこまで自治体独自の取組が可能なのか、また、マイナ保険証の登録率をのばすためにどのような取組事例があるのかお聞かせ願いたい。
事務局　自治体独自の取組については、特に上限がある訳ではなく、各自治体の財政状況にもよるところである。財政状況に余力がある市町では、健診を受けた方にだてまち

カードのようなポイントを付与しているところもある。ただ今はどこの自治体でも被保険者の高齢化に伴って保険税収入が減っていく反面、医療費負担により歳出が増えていることから、余力がある自治体は少なくなっていく状況である。
また、令和 12 年度に全道統一保険税率の導入が予定されているため、北海道内ならどこの自治体でも同じ世帯構成・所得であれば保険税が同じとなる見込み。179 市町村あるため、実施している保健事業も今後統一していく流れとなっていることから、これから独自の取組を進めていくのは難しい状況となるが、全道の動きをみながら伊達市として事業を行っていきたい。
２つめ、マイナ保険証の件だが、国としてもポスター掲示・新聞広告等で周知し、伊達市でも HP の掲載等を行っている。導入の際にマイナ保険証登録によりマイナポイントを付与するという取組を大々的に行ったのが最後であり、その後は特に行われていない。国が今後どのような政策を出してくるかで自治体の対応も変わってくる。

委員　保険税の統一を目指すにあたり、保険税の高いところ・低いところどちらに合わせるのか。統一におけるメルクマールはあるのか。
事務局　平均をとることになるかと思われる。
現在の仕組みとして、かかった医療費をそのまま各自治体で支払うのではなく、全道でかかった医療費を集め、各自治体の保険税収入や交付金等を勘案して全道でかかった医療費に間に合う分だけ保険税・料を納付する制度となっている。各自治体で受け取った交付金などを充て、歳入歳出をもう少し均して保険税を決めていくようになる見込みである。

委員　保険税率は市町村によって異なるのか。
事務局　179 市町村、それぞれの条例などによって決まっているため、ばらばらの状況となっている。

情報提供①　令和７年８月１日以降の証更新について

情報提供②　高額療養費限度額の引き上げについて

事務局　別添レジュメにより説明
質疑等なし。

6　閉会

令和７年度　伊達市国民健康保険運営協議会
（第１回）

日時　　令和７年６月23日（月）午後６時30分から
場所　　伊達市保健センター１階　集団検診室

次　第

１　開　会

２　委嘱状交付

３　市長あいさつ

４　会長・副会長選出

５　議　事

報告第１号　令和７年度伊達市国民健康保険の事業計画について

６　その他

・情報提供①　令和７年８月１日以降の証更新について
・情報提供②　高額療養費限度額の引き上げについて

７　閉　会

報告第１号

令和７年度伊達市国民健康保険事業計画（案）

１　目的

伊達市国民健康保険の適正かつ安定的な運営を図るため、令和７年度伊達市国民健康保険事業計画を策定し、事業の推進を図る。

２　基本方針

本市の国民健康保険の財政推移は、高齢化の進展や医療技術の高度化等により、一人当たりに要する医療費は緩やかな増加傾向にある。一方で、被保険者における高齢者の割合が上昇し、保険税収入は伸び悩む傾向にあり、医療費の増加に見合う財源を確保しにくい状況である。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度（見込額）
平均被保険者数	7,534 人	7,249 人	6,860 人	6,446 人
平均年齢	56.75 歳	57.07 歳	56.73 歳	56.67 歳
調定額(円/人)	95,185	92,598	94,136	97,817
療養諸費(円/人)	435,454	462,540	473,649	486,391

このことから、北海道が策定した「北海道国民健康保険運営方針」に基づく総合的な対策、「令和７年度国民健康保険事業の運営に当たっての留意事項について」等による通知にて国及び北海道が重視している事業との連携強化を図ることで、財源の確保だけではなく効果的かつ効率的な運営に努めることとする。

３　重点取組事項

(1)　保険税の適正な賦課

国民健康保険の運営は一定の公費負担と保険税で賄うという基本原則及び将来的には北海道全体で統一保険税率を目指すという方針に基づき、必要な財源・負担の公平性を確保するため適正な賦課・徴収に努める。

① 未申告者への申告勧奨を年２回実施し、適正な負担を求める
② 「北海道国民健康保険運営方針」に基づく統一保険税率に向けた段階的な見直しについては被保険者に配慮した検討を行う。

(2)　保険税収納率向上対策の推進

保険税（保険税）の収納状況は次のとおり推移している。

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
調定額（千円）	703,605	653,095	626,192	610,183
収納額（千円）	678,262	634,035	602,967	592,398
収納率（%）	96.39	97.00	96.24	96.63

令和６年度の収納率は、令和５年度に比べ0.39%向上した。今年度も引き続き、次の取組みを行うこととする。

① 納税通知書への口座振替申込書同封、広報紙等の活用による口座振替制度の利用促進
② 夜間相談窓口の設置、滞納世帯への納税相談及び納税誓約に基づく納税履行指導

(3)　医療費適正化対策の推進

当市の国保医療費は、道内他市に比べて高く、被保険者負担の増加を招くとともに、保険財政の健全運営に大きな影響を及ぼしている。そのため、高額な医療費の実態及び要因把握に努めるとともに、下記の取組みを行う。

① 診療報酬明細書の点検調査
令和７年度伊達市診療報酬明細書「レセプト」点検調査計画に基づき実施
また、厚生労働省通知の「国保連合会介護給付適正化システムから提供される情報を活用した効率的なレセプト点検の実施について」に基づき医療給付と介護給付との給付調整を適切に実施する。

② 柔道整復療養費の給付の適正化
多部位、長期及び頻回等の施術を受けた被保険者に対し調査を実施する。

③ 第三者行為求償事務の強化
ホームページ及びリーフレット配付による制度の周知及び厚生労働省が設置する第三者行為求償事務アドバイザー活用による改善・強化を実施する。

④ 医療費通知の実施
被保険者の健康認識啓発のため、厚生労働省通知の「国民健康保険における医療費通知の適切な実施」に基づき隔月で通知書を被保険者へ郵送する。

⑤ 重複・頻回受診者等対策の推進
複数又は同一の保険医療機関において重複又は頻回受診を行う被保険者に対し、「伊達市重複・頻回受診者指導実施要領」に基づき保健指導を実施する。

⑥ 後発医薬品の普及促進
厚生労働省が策定した「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」に基づき後発医薬品数量シェア 80%以上を目標とし、普及啓発等の取組を実施する。

(4)　資格適用の適正化の推進

被保険者の的確な把握、早期適用は国保事業運営の基本であると同時に、被保険者の医療の確保及び事業の健全化に極めて重要であることから、下記の取組みを行う。

① 外国人の適用
厚生労働省通知の「外国人に対する国民健康保険の適用について」に基づき実施する。

② 居所不明者に係る被保険者資格の喪失処理
届出義務及び遡及賦課に対する広報での周知、住民異動時の窓口での説明等により加入及び資格喪失の徹底に努める。また、居住実態が不明な被保険者については、所管する市民課と連携し、実態調査を実施のうえ、資格喪失を行うなど、適正な資格喪失処理に努める。

③ 資格確認書等の交付
資格に関する届出があるときや資格更新時においては、更新期間内に遅滞なく資格確認書等が被保険者の手元に届くよう適正な事務処理に努める。

(5)　保健事業の推進

保健事業は病気の早期発見、早期治療のみならず、生活習慣病の予防に寄与するものであることから、下記の取組みを行う。

① 特定健康診査及び特定保健指導の推進
第４期伊達市特定健康診査等実施計画（2024 年度～2029 年度）に基づき、特定健康診査の受診率の向上及び特定保健指導の強化を取り進め、目標値を達成できるように努める。
令和７年度から市内医療機関の協力のもと、みなし健診を実施する。

② 各種検診の推進
脳疾患や生活習慣病等の早期発見及び早期治療を目的に、短期人間ドック、脳ドック、各種がん等の検診に対する費用助成を行い、被保険者の健康増進に努める。
また、令和７年度より、20 歳から 70 歳までの 10 歳刻みの年齢を対象に歯周病検診を開始する。

(6)　その他

① 広報活動の推進
制度の趣旨や目的について被保険者等の理解と協力が得られるよう、広報紙への掲載及び郵送物へのリーフレットの同封などを通して、反復して周知徹底を行う。

② 職員の研修
令和７年度国民健康保険研修計画書に基づき、北海道国民健康保険団体連合会等が開催する職員及び国民健康保険運営協議会委員の研修の参加に努める。

情報提供　①

令和７年８月１日以降の証更新について

従来の保険証は新たに発行されなくなったため、マイナ保険証の登録の有無によって下記のとおり取扱いが変更となります。

なお、後期高齢者医療制度では、暫定的な措置としてすべての被保険者に「資格確認書」を交付いたします。

（参考・更新時同封予定のチラシ）

令和７年８月１日からお使いいただく『資格情報のお知らせ』または『資格確認書』を送付します。

従来の保険証は令和６年12月２日以降新たに発行されなくなりました。その後は、マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに移行しています。

①マイナ保険証の登録がある方

今回は、『資格情報のお知らせ』を送付しています。マイナンバーカードと一緒に医療機関・薬局等に提示し、ご利用ください。

<イメージ>

②マイナ保険証の登録がない方

今回は、『資格確認書』を送付しています。保険証と同じように、医療機関にかかることができます。

<イメージ>

～注意事項等～

- 現在お持ちの被保険者証等はすぐに処分せず、有効期限（令和７年７月31日）までご利用ください。有効期限が過ぎましたら、ハサミで切るなどしっかりと処分されるようお願いいたします。
- 令和８年７月31日より前に、70歳または75歳に到達される方は有効期限が短くなっています。お誕生日が近づきましたら、有効期限を更新したものを再度ご自宅へ郵送します。
- マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方（要配慮者や施設へ入所されている方）は、『資格確認書』の交付が可能です。下記までお問合せください。

お問合せ

伊達市健康福祉部保険医療課保険医療係

〒052-0024　伊達市鹿島町20-1

0142-82-3197

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら

情報提供　②

高額療養費の自己負担限度額引き上げについて

高額療養費制度の自己負担限度額の引き上げが３段階に分けて実施される予定。
これにより、1,900億円の保険料が抑制される見込みである。

① 令和７年８月から

70歳未満の現行の所得区分のまま2.7％～15％引き上げ

➡所得が高い人ほど引き上げ率が高くなる

【70歳未満の限度額】

所得要件（区分） ※基礎控除後の総所得金額等	限度額		該当 世帯数 (R7.7時点)
	改正前	改正後	
901万円を超える世帯（ア）	252,600円	290,400円	88
600万円超え901万円以下の世帯（イ）	167,400円	188,400円	63
210万円超え600万円以下の世帯（ウ）	80,100円	88,200円	322
210万円以下の世帯（エ）	57,600円	60,600円	2,002
住民税非課税世帯（オ）	35,400円	36,300円	1,962

※区分ア～ウは定額部分のみ記載

【70歳以上の限度額】

所得要件（区分） ※以下に該当する70歳以上の被保険者がいる場合	限度額		該当 世帯数 (R7.7時点)
	改正前	改正後	
課税所得が690万円以上（現役並みⅢ）	252,600円	290,400円	6
課税所得が380万円以上（現役並みⅡ）	167,400円	188,400円	13
課税所得が145万円以上（現役並みⅠ）	80,100円	88,200円	56
一般	57,600円	60,600円	949
世帯主と被保険者全員が非課税（低Ⅱ）	24,600円	25,300円	429
世帯主と被保険者全員が非課税で 所得が０円となる世帯（低Ⅰ）	15,000円	15,400円	157

※現役並みⅠ～Ⅲは定額部分のみ記載

② 令和８年８月から

所得区分を70歳未満で５区分から13区分へ、70歳以上では６区分を14区分に
に細分化した上で限度額をさらに引き上げ

③ 令和９年８月から

限度額をさらに引き上げ